

## 薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる通学定期券等購入費補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要領は、中学校及び高等学校に路線バス、鉄道及びスクールバス（以下「公共交通機関等」という。）を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学定期券等購入費用の一部を補助することにより、教育における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援及び少子化対策に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 本市に住所を有し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校及び高等学校に在籍している者をいう。
- (2) 保護者 前号に規定する生徒の親権者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護している者をいう。
- (3) 中学校 本市に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校をいう。
- (4) 高等学校 本市に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校をいう。
- (5) 定期券等 公共交通機関等の1箇月、3箇月及び6箇月の通学定期乗車券並びにスクールバス乗車券で、生徒の住所に最も近いバス停留所又は鉄道の駅から生徒が通学する中学校及び高等学校に最も近いバス停留所又は最寄りの鉄道の駅までの区間において、最も合理的な経路を利用した場合のものをいう。

### (補助対象者)

第4条 この要領による通学定期券等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる保護者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 中学校及び高等学校に通学する生徒のために定期券等を購入していること。
- (2) 保護者が2人以上いるときは、他の保護者も含め、市税等を滞納していないこと。
- (3) 保護者が2人以上いるときは、他の保護者も含め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 保護者が2人以上いるときは、他の保護者も含め、この要領以外の法令等による通学費の支給を受けていないこと。

(補助金額及び補助期間)

第5条 補助金の額は、生徒が中学校及び高等学校に通学するために利用する公共交通機関等の定期券等購入額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 補助の期間は、中学校及び高等学校に在学する1学年を限度とし、当該期間を超える有効な定期券等については、適用期間を日割りで算出する。

3 年度をまたぐ有効な定期券については、年度ごとに申請及び補助金の交付を行うこととし、適用期間を日割りで算出する。

4 紛失等により定期券等を再購入したときは、重複する期間は除くものとする。

5 申請期限は、定期券等の有効期間が満了する日又は補助年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、購入した定期券等が、1箇月の定期券等であって、当該定期券等の写し又は領収書等により、生徒氏名、発行年月日、利用区間、有効期間、購入金額が確認できる場合にあっては、当該定期券等の有効期間が満了する日から2月を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、同一年度内に2回以上申請する場合において、申請者住所の変更がないときは、2回目以後の申請においては、第1号に定める書類について省略することができる。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 購入した通学用定期券等の写し

(3) 保護者全員の市税等の滞納がないことが分かる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を行うことが適当であると認めるときは、薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたとき。

(2) 申請者が第4条各号に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付申請書

年 月 日

薩摩川内市長 様

住 所  
申請者（保護者）氏 名 ⑩  
電話番号

薩摩川内市通学定期券等購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 学校名及び学年 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年  
(フリガナ)

2 生徒氏名 \_\_\_\_\_

3 申請に係る定期券等

発行年月日	利用区間	有効期間及び 通用期間	購入金額…①
年 月 日	[            ] ~ [            ]	[    箇月分 ] 年 月 日 ~ 年 月 日	_____ 円
※日割り計算が必要な場合における購入金額…② ① ÷ _____ 日 (月日数) × _____ 日			_____ 円

4 交付申請額

① (又は②) × 1/2 = \_\_\_\_\_ 円  
(※100円未満切捨て)

5 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 購入した定期券等の写し
- (3) 市税等の滞納のない証明書（保護者全員）
- (4) その他市長が必要と認める資料

第 号  
年 月 日

様

薩摩川内市長 岩切 秀雄



薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった薩摩川内市通学定期券等購入費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円（ 箇月分）
- 2 交付の条件
  - (1) 薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付要領第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
  - (2) 報告又は書類の提出を求めたときは、速やかにその求められた報告書又は書類の提出を行うこと。
  - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

様式第3号（第8条関係）

薩摩川内市通学定期券等購入費補助金交付請求書

年 月 日

薩摩川内市長 様

住 所

氏 名  
(保護者)

印

下記のとおり請求します。

1 学校名及び学年 \_\_\_\_\_ 学校 年

2 生徒氏名 \_\_\_\_\_

3 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 振込口座

銀行・農協名	本支店・本支所	種別	口座番号
		普通・当座	
		フリガナ 口座名義人	

※預金通帳等、振込口座を確認できるものを御持参ください。